



Title	神戸市における住宅再建の教訓
Author(s)	高橋, 和雄; 藤田, 高英; 中村, 聖三
Citation	長崎大学工学部研究報告 Vol.31(57) p.99-104, 2001
Issue Date	2001-07
URL	http://hdl.handle.net/10069/5163
Right	

This document is downloaded at: 2020-10-20T06:38:01Z

神戸市における住宅再建の教訓

高橋 和雄*・藤田 高英*
中村 聖三*

Lesson from Reconstruction of Dwellings for Victims in Kobe City

by

Kazuo TAKAHASHI*, Takahide FUJITA*
and Shozo NAKAMURA*

In the Great Hanshin-Awaji Earthquake, many houses were damaged seriously. Land readjustment projects which adopted two new method - two stage determination process of city planning and community creation council-were employed to improve the living environment. The present paper shows process and problem of the reconstruction projects of dwellings in Kobe City based on the hearing survey to residents and Kobe City Office and discuss more desirable restoration method of dwellings.

1. まえがき

阪神・淡路大震災から6年が経過し、被災地神戸市では住宅再建が進められている。住宅の再建については、個々の住宅に対する支援の問題や、さらに、住宅再建予定地で土地区画整理事業を行う場合は、住民の合意形成に時間がかかるといった問題も発生した。今回の阪神・淡路大震災のような大都市における大規模災害は、今後も発生することが予想されている。このため、今回の神戸市における震災後の住宅再建のプロセスを十分に調査し、今後の災害時に生かすことが必要である。そこで、本研究では、平成7年から研究室で継続して行ってきた神戸市の現地調査および被災者や神戸市役所に対するヒアリング調査、神戸市提供資料^{1) 2)}や新聞の報道記事および震災に関する各種文献などをもとに神戸市における住宅再建のプロセスを調査し、今後の災害時における住宅再建に対する教訓を明らかにするものである。

2. 神戸市の面的整備事業の概要

震災で被災した地域の中でも、既成市街地は特に大きな被害を受けた。これらの地域はインナーエリアと

呼ばれる密集市街地であり、震災以前から過密住宅や、狭小道路、住工商混在による住環境の悪化等の問題が顕在化していた。とりわけ、そこに集中していた老朽戸建て住宅や、木造賃貸住宅の被害はきわめて甚大であり、防災面での大きな問題があった。そこで、この問題を改善していくには、安全で快適な市街地の形成と、活力あるまちの再生を一体的に進める必要があった。

神戸市復興計画ではこの問題を受け、被災市街地の総合的な整備を目標に、安全な都市づくりの推進、インナーシティの活性化、まちづくりと一体となった産業の振興、個性を生かした魅力あるまちづくり等を住民、事業者、行政が一体となって進める協働のまちづくりを目指している。

3. 神戸市の面的整備事業の内容

(1) 土地区画整理事業 (37地区)

神戸市における面的整備事業の主なものとして、土地区画整理事業と市街地再開発事業があり、これらの事業が行われている地区は、重要復興地域とされている。神戸市で土地区画整理事業が行われている地区は

平成13年4月20日受理

* 社会開発工学科 (Department of Civil Engineering)

37地区あり、そのうち震災復興事業は13地区(145.2ha) (表-1)である²⁾。この13地区中、神戸市による公共団体施工は11地区であり、震災の被害の大きかった地区である森南、六甲道駅周辺、松本、御菅および新長田駅周辺の各地区において施工されている。この事業は、土地利用の改善と街路や公園を整備することにより、安全で快適な住環境を整備することとしている。六甲道駅周辺と新長田駅周辺については、市街地再開発事業と連携し、神戸市における副都心としてふさわしい都市機能の整備も行うとしている。また、まちづくり協議会方式や2段階都市計画による都市計画決定、その他、協同・協調住宅整備の推進や、活気・魅力あるまちづくりの方策についても同時に進めている。

表-1 震災復興土地区画整理事業の施行地区

事業地区名(場所)	面積(ha)	まち 数	削減率 (%)	事業計画 決定日	事業費 (億円)
森南第一(東灘区)	6.7	1	66	H9.9.25	59
森南第二(東灘区)	4.6	2	66	H10.3.5	21
森南第三(東灘区)	5.4	1	66	H11.10.7	21
六甲道駅北(灘区)	16.1	8	67	H8.11.6	249
六甲道駅西(灘区)	3.6	1	70	H8.3.26	68
松本(兵庫区)	8.9	1	81	H8.3.26	174
御菅東(長田区)	5.6	1	92	H8.11.6	97
御菅西(長田区)	4.5	1	83	H9.1.14	68
新長田駅北(長田区)	59.6	18	80	H8.7.9	832
鷹取東第一(長田区)	8.5	1	97	H7.11.30	98
鷹取東第二(須磨区)	19.7	10	91	H9.3.5	265
組合 渡川町1・2丁目(兵庫区)	1.5	1	80	H8.11.7	2.0
神前町2丁目北(灘区)	0.5	1	66	H8.12.17	1.7

(2) 市街地再開発事業(14地区)

神戸市において市街地再開発事業が行われている地区は14地区あるが、そのうち震災復興は神戸市施工の7地区(第二市街地再開発事業, 26.0ha) (表-2)である。土地区画整理事業が平面的な整備事業であるのに対して、市街地再開発事業とは市街地において、建築物の共同化と高層化により立体化を図り、道路や公園などの公共施設を一体的に整備することにより、都市機能の活性化と都市空間の高度利用を促すものである。神戸市では副都心と位置付けている六甲道駅周辺と新長田駅周辺において、地域防災の拠点となる空間や道路の拡幅整備、歩行者ネットワークの形成、良質な住宅の供給、商業・業務の生産機能の復興が行われる。

(3) 優良建築物整備事業(76地区)

市街地住宅の供給等を促進するため、土地の合理的利用の誘導を図りつつ優良建築物の整備を促進し、市街地環境の整備を行う。共同化や土地の高度利用に寄与する優良な住宅には一部補助が出る。神戸市では76地区で進められている。

表-2 震災復興市街地再開発事業の施行地区

事業地区名	面積(ha)	敷地面積(m ²)	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	事業計画 決定日	事業費 (億円)
六甲道駅南第1	0.7	4,780	4,230	41,790	H8.3.28	171
六甲道駅南第2	2.0	9,190	6,530	50,480	H10.8.12	252
六甲道駅南第3	1.5	7,790	5,560	35,410	H9.11.20	179
六甲道駅南第4	1.7	9,790	7,520	56,150	H10.3.12	244
新長田駅南第1	8.1	52,260	42,830	282,850	H8.10.31	1,110
新長田駅南第2	7.6	6,050	4,170	20,850	H9.1.14	70
新長田駅南第3	4.4	4,760	3,400	20,410	H9.10.28	94

(4) 住宅市街地総合整備事業(8地区)

住宅の大量供給を目的にし、神戸市および公団・公社による公営住宅や受皿住宅供給とそれに伴う道路整備を行う。神戸市では、東部副都心(通称HAT神戸)等で施工されている。また、この地区内で住民による共同住宅を建築する場合、建築基準を満たせば調査設計費、共同施設整備費等に補助が出る。

(5) 密集市街地整備促進事業(12地区)

土地区画整理事業や市街地再開発事業が、抜本的に整備する面的整備である事業に対して、時間をかけて施設や建物を部分的に整備していくのがこの事業の特徴である。老朽住宅の密集地において、良質な住宅の供給や住環境の整備を促進するために、老朽住宅の除去、建替えおよび地区施設の整備を総合的に進める。また、老朽住宅の解体、コミュニティ住宅の建設等に補助が出る。

(6) 三宮地区地区計画(5地区)

土地所有者の参加を得て、地区の特性に応じた合理的な土地利用が行われるよう、道路・公園等の配置や、建築物に関する制限等を細かく定める都市計画のことであり、三宮地区では5地区(約70.6ha)において行われている。

4. 震災復興土地区画整理事業の進捗状況

神戸市における震災復興土地区画整理事業のこれまでの経緯(表-3)は、まず震災発生から10日後にあたる1月26日に震災復興本部を設置し、同月31日には「震災復興市街地・住宅緊急整備の基本方針」を発表し、それに基づき2月1日には建築制限(6地区, 約233ha)を行った。そして、2月21日には建築制限区内の(5地区, 神戸市全体の約4%の地域)に、土地区画整理事業を適用することを決定した。

この震災復興土地区画整理事業は、基本的には従来からの土地区画整理事業の流れに基づいて行われるが、震災復興時の特殊性から生活再建・早期復興が前提にあるため、計画決定のあり方等に違いがみられる。その後、「震災復興まちづくりニュース」の発行や、

表一3 震災復興土地区画整理事業の流れ（公共団体施行分）

1995年（平成7年）	
1月 17日	・ 阪神・淡路大震災発生（兵庫県南部地震）
2月 21日	・ 震災復興都市計画（8地区）内容の発表
2月 28日	・ 都市計画案（被災市街地復興推進地域、区画整理、再開発、道路、公園）縦覧開始（3/13まで）
3月 17日	・ 都市計画決定（被災市街地復興推進地域、区画整理、再開発、道路、公園）
11月 30日	・ 「鷹取東第一地区」事業計画決定
1996年（平成8年）	
3月 26日	・ 「六甲道駅西地区」「松本地区」事業計画決定
7月 9日	・ 「新長田駅北地区」事業計画決定
11月 6日	・ 「六甲道駅北地区」「御菅地区」事業計画決定
1997年（平成9年）	
1月 14日	・ 「御菅西地区」事業計画決定
3月 5日	・ 「鷹取東第二地区」事業計画決定
9月 25日	・ 「森南第一地区」事業計画決定
1998年（平成10年）	
3月 5日	・ 「森南第二地区」事業計画決定
1999年（平成11年）	
10月 7日	・ 「森南第三地区」事業計画決定
12月 9日	・ 「鷹取東第一地区」仮換地指定完了
2000年（平成12年）	
3月 14日	・ 「森南第三地区」仮換地指定完了
現在、全11地区で震災復興土地区画整理事業開始	

現地相談所開設等により住民のニーズを把握しつつ、2月28日からは土地区画整理事業の都市計画案の縦覧を2週間にわたって行った。そして、震災発生から2ヶ月目に当たり、建築制限期間の終了する3月17日に震災復興土地区画整理事業の都市計画決定を行った。

この事業が行われる5地区（森南、六甲道駅周辺、松本、御菅、新長田駅周辺）は、各地区の場所や位置付け、まちづくりのあり方等により、最終的には11地区（森南第一、森南第二、森南第三、六甲道駅北、六甲道駅西、松本、御菅東、御菅西、新長田駅北、鷹取東第一、鷹取東第二）に分かれてまちづくり協会等を通して復興まちづくりを進めることとなった。平成7年11月30日の鷹取東第一地区事業計画決定を皮切りに、順次事業計画決定を行い、現在全地区で事業が始められている。

また、神戸市は用地確保にも力を入れており、応急仮設住宅や受け皿住宅等の建設、減歩率緩和のため、震災復興の特例として国の補助を受けて用地買収を行っている。減歩に関しては住民からの苦情が多く、神戸市は減歩率を10%未満とする意向を示し、例えば、新長田駅北地区の減歩率は当初25%程度であったが、9%まで減らし残りの16%については住まなくなった土地などを用地買収することで対応している。

事業計画区域の選定については、これらの地区は昔は田畑であった。そのため神戸市は大正時代に一度、耕地整理を行っており、その名残りで街区が100m区

切りとなっているところが多く、区画道路も1.8m～2.7m程度の市道で構成されているところがあり、住環境や防災性が以前から問題視されている地区であった。そこで、神戸市は今回事業地域の決定に際して、①震災による損傷（全体で8割が全壊または損傷）が激しい地域、②戦後から今日まであまり行政庁や公共団体の税金（資本）が使用されていない地域を考慮して決定した。

5. 各事業地区の概要と進捗状況

震災復興土地区画整理事業実施地区の諸元と進捗状況を表一4に示す。各地区の進捗状況は、遅れていた森南第三地区が平成11年10月7日に事業計画決定されたのを受け、震災から5年目を迎え、全11地区で震災復興土地区画整理事業が実施される運びとなった。また、最初に事業計画決定がされた鷹取東第一地区は平成11年12月9日に仮換地指定が終了している。

事業の大きな流れは、①2段階の都市計画決定、②事業計画決定、③仮換地指定、④各工事の施工となっているが、各地域の進捗状況には大きな差があるが、その要因には様々なものがある。まず計画時に住民の事業に対する理解不足や、リーダーの力量不足により、なかなか合意形成が得られずに計画決定できないことや、個人的な問題である年齢や経済的な理由等がある。また事業地区の面積やコミュニティー基盤にも左右される。

鷹取東第一地区の進捗状況が早い理由として、①震災による被害が大きく、火災により家屋の全半壊率は97%に上がったため、スタートが早かった、②震災以前からまちづくりの組織があった、③地区面積（8.5ha）はそれほど広くなく、まちづくり協議会も1組織である。以上のことがあり、この地区は常に先陣を切って事業が進んでいる。

6. 自宅再建者に対するヒアリング調査

今回の震災復興まちづくりの特色である震災復興土

表一4 震災復興土地区画整理事業実施地区の諸元と進捗状況 平成12年12月1日現在

事業地区名	面積 (ha)	被災状況	仮換地指定開始	仮換地率	
公共団体施行	森南第一	6.7	66%	H10.3.12	91%
	森南第二	4.6		H10.11.25	88%
	森南第三	5.4		H12.5.31	30%
	六甲道駅北	16.1	67%	H9.2.28	92%
	六甲道駅西	3.6	70%	H9.11.29	98%
	松本	8.9	81%	H8.11.30	89%
	御菅東	5.6	92%	H10.1.16	85%
	御菅西	4.5	83%	H10.1.8	62%
	新長田駅北	59.6	80%	H9.1.20	53%
	鷹取東第一	8.5	97%	H8.8.28	100%
	鷹取東第二	19.7	91%	H9.9.6	65%
組合施行	湊川町一・二丁目	1.5	-	H9.5.14	-
	神南町二丁目	0.5	-	H9.9.17	-

地区画整理事業が行われている神戸市長田区における自宅再建に注目し、平成12年12月に自宅再建を果たした住民へのヒアリング調査を実施し、神戸市における自宅再建の現状および今後のまちの復興についての課題を抽出および分析する。表-5にヒアリング調査の結果を示す。まず、「被災直後の住まいの移動」に関しては、避難所入所を経て応急仮設住宅に入居するよりも、親戚の家に一時移ってから応急仮設住宅に入居しているケースが多く聞かれ、一時的にも身内の協力が得られる被災者が多かった。次に、「現住宅の不安内容」に関しては、やはり、「地震」に対する不安が多かったが、「耐震設計なので不安はない」や「火災」、「台風」などを挙げる自宅再建者もあり、再建したことで地震による家屋倒壊の不安が解消した被災者もみられた。「近所の住宅復興状況」に関しては、ヒアリングを行った地区では、震災復興土地区画整理事業が行われており、更地も残っている状況であったため、「完全に復興している」と答えた自宅再建者はいなかった。しかし、住宅の再建が進み、道路の幅員が拡大されるなど、周囲の環境が改善されたことで、「概ね

復興してきた」や「ある程度復興してきた」と感じる被災者も聞かれた。「自己の住宅再建」については、住宅再建を果たしたことにより、「ある程度復興した」とする被災者もいたが、自宅再建に伴う経済的負担の増加を理由に、「まだ復興していない」とする被災者が多く見られた。また、「今後行政に求めること」については、自宅再建に伴う経済的負担への支援に関するものが多く、今回行政が行った利子補給などの支援では不十分であるとの声が聞かれた。具体的な内容については、「再建住宅ローンへの資金補助」や「税金の優遇措置」、さらに、「支援金を受けられる被災者に対する条件の見直し」といったことが聞かれた。また、「再建住宅に対する安全検査が不十分」であり、行政には、「家屋の安全検査内容の充実や検査に関する制度の創設」などを求めるという声も聞かれた。一方、「被災者の中には跡地が狭く、また、住宅の共同化や協調化にも賛同できない被災者もいるので、このような被災者に対しては、跡地を市・県が適正価格で買い上げることで、他の地区での住宅再建を果たすこともできるのではないか」といった意見も聞かれた。

表-5 住民に対するヒアリング調査の結果

①被災直後の住まいの移動	
・親戚の家に移った	10人
・避難所	5人
②現住宅の不安内容	
・地震	6人
・火災	3人
・台風	2人
・不安はない	4人
③近所の住宅復興状況	
・概ね復興した	2人
・ある程度復興した	5人
・まだ復興していない	12人
④自己の生活再建	
・ある程度復興した	4人
・まだ復興していない	11人
⑤今後行政に求めること	
<ul style="list-style-type: none"> ・私道の復旧工事、および排水溝などの整備を早急に進めてもらいたい。 ・ローンの補助、及び税金面で被災者は無税にしてほしい。 ・辛い借金はしないで再建できたが、貯蓄がそれだけ減少した。災害援助金をもっと増額してほしい。 ・25年間のローンを組んでいるが、年齢的にみていつまで元気に働けるかを考えると不安。 ・車検制度のような「家検制度」によって補修や建て替えを強制する方を研究してほしい。 ・住宅資金を支給してほしい。 ・建物の完成検査は全く形式であり、今後は中間検査を含め、行政のシビアな検査を望む。 ・任意な依頼建築士による巡回点検制度の創設。 ・若いからとか、新しく家を購入しているからといって、復興支援金をもらえなかった。月々25万円もの住宅ローンをこれから先ずっと払っていくか、とても不安。 ・自己資金でまかなったため、これからの生活（あと何年続くか）に対する貯金が少なくなり、不安がある。 ・収入規制上限値を高くしてほしい。税金を多く納めているものに対して、あまりにも不当である。 ・市民税だけでなく、所得税でも10年以上にわたって減量措置を続けて援助すべき。 ・跡地で建物を建てられない者のために市・県は積極的に適正価格で跡地を買い上げてほしい。 	

7. 住宅再建に関する支援

今回の震災では被害の規模が甚大であり、1,792億円（平成12年1月30日現在）にのぼる多額の義援金が寄せられたが、被災者が多く、被災者一人当たりの生活復興には十分とはいえなかった。また、補助金等による従来の支援制度では、自宅再建などの個人補償ができないといった制約があった。このため、被災者個々の実情に合った施策・支援が展開できる制度として、平成7年4月1日「財団法人 阪神・淡路大震災復興基金」が設立された。表-6に「財団法人 阪神・淡路大震災復興基金」の概要を示す。

基金運用当初、神戸市では現場の対応に追われてお

表-6 (財) 阪神・淡路大震災復興基金事業の概要

設立年月日	平成7年4月1日		
設立者	兵庫県および神戸市（出資比率2：1）		
基金の規模	9,000億円		
	・基本財源（失損金）	200億円	
	・運用財源（長期貸付金）	8,800億円	
	（内3,000億円は平成9年3月拡充）		
計画額 (10年間の運用益相当額)	● 5,800億円については10年間4.5%の運用益(2,610億円)を確保		
	● 3,000億円については9年間3%の運用益(810億円)を確保		
	●他に財源として宝くじ収益交付金等がある。		
	住宅対策	34事業	1,282億円
	産業対策	32事業	608億円
生活対策	34事業	1,649億円	
教育対策	11事業	37億円	
その他	4事業	13億円	
合計	115事業	3,589億円	

り十分な対応ができなかったため、兵庫県が長崎県の雲仙普賢岳噴火で設けられた災害対策基金を参考に決定した。このため、住宅再建にかかる利子補給事業な

どの間接的な支援制度が主とならざるを得なかった。表-7に住宅再建等に対する復興基金事業による支援策を示す。

表-7 住宅再建等に対する復興基金事業による支援策

事業名	内容
神戸市災害復興住宅特別融資	限度額引き上げ、利率の引き下げ（当初10年間）、措置期間や親孝行ローンの新設、二重ローンの容認、所得制限の撤廃、一部破損も対象等
公庫災害復興住宅融資	利率引き下げ、敷地面積制限の緩和
高齢者向け不動産処分型特別融資	震災により住宅を失い、土地はあるが高齢のため他の住宅融資を受けられず、住宅を再建できない人等のための制度を創設。 ・融資額……土地または区分所有建物の評価額の70%以内（最高1,500万円） ・償還方法…当初10年間で借入額の30%を償還。その間利子補給を受けて償還額を軽減。11年目以降は金利のみを負担。死亡時に不動産を処分して精算し、元金を償還。
被災者住宅購入支援事業	被災者向けの公庫等の公的融資や民間融資などを受け、新たに住宅を購入する被災者に対し、一定の条件で利子補給（当初5年間）
住宅債務償還特別対策（二重ローン対策）	既存の住宅ローン（震災時残高400万円以上）の償還を行いながら、被災者向け住宅資金融資を利用して住宅を建設、購入、補修する被災者に対し、一定の条件で助成（新規借地後6年～10年目の5年間）
県、市町単独住宅融資利子補給	住宅資金が不足する被災者を対象に特別に設けた住宅融資に対し、一定の条件で利子補給（当初5年間）
民間住宅共同化支援利子補給	住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資等を受け、小規模、不整形な敷地を利用した共同・協調化住宅を建設し、またはその住宅を購入する被災者に対して利子補給（10年間）
小規模共同建替等事業利子補給	敷地規模等の要件を満たさないため、優良建築物等整備事業等、国の補助制度の対象とならない小規模な共同、協調建替等に要する経費の一部を補助（補助率：対象経費の3分の2、補助限度額：260万円/戸）
被災マンション建替支援利子補給	住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資等を受け、被災した分譲マンションを再建する区分所有者および住宅供給公社等が建替を代行したマンションを購入する被災者に対し利子補給（10年間）
定期借地権による住宅再建支援事業等補助	被災した戸建住宅の土地を買い取り、50年間の定期借地権付き戸建住宅として元の土地所有者に再分譲する住宅供給公社等に対し、地代の一部を補助（平成9年～12年度）
大規模住宅補修利子補給	大規模な住宅補修を行うため、被災者向け住宅融資を500万円以上借り入れた被災者に対し利子補給（5年間）
被災マンション共用部分補修支援利子補給	住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資（借入額100万円/戸以上）を受け、被災分譲マンションの共用部分の補修を行う管理組合等に対し利子補給（10年間）
高齢者住宅再建支援事業	住宅再建にあたり、高齢のため融資等を受けられずに、自己資金を取り崩して、自らが居住するための住宅を建設、購入または補修した被災者を支援、利子補給金相当額の一部を補助（建設、購入、補修費の1%の5年間分相当額、1万円未満切捨）
高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給	所有する不動産の処分を前提にした市町の高齢者特別融資（不動産活用型）を受け、住宅を再建する一定の要件を備えた被災高齢者に対して補助（10年間3%以内）
優良建築物等整備等事業等の活用	設計費、共同施設整備費の補助

平成12年1月に神戸市長田区において、住宅再建をした被災者に住宅再建に関するヒアリング調査を行ったところ、「住宅再建への経済的な支援が十分でなく、今後の収入を考えると不安である」や「罹災証明の判定が不明瞭であり、その判定によって支援に差があり、不公平」といった声が聞かれた。したがって、今後このような復興基金事業を行うにあたっては、今回の支援内容をもとにして、きめ細かい支援制度を策定することや、被災者のニーズや現場の状況に応じ、被災者の実情に合った制度となるよう、随時、新規事業の追加や支援対策の緩和といった柔軟な制度の運用が必要である。

先に述べた阪神・淡路大震災復興基金事業では、被災者の救済が不十分であるとして、市民グループが法による災害時の公的支援を求める運動が行われ、市民立法案として国会に議案付託した。また、野党からも同様な公的支援を求める法案が国会に提出され、平成10年5月に「被災者生活再建支援法」として成立した。この法律では、法施行後の災害に対して適応することとなったが、阪神・淡路大震災の被災者に対し、法と同様な行政措置をとることとの付帯決議がなされた。これを受けて、既に実施していた被災高齢者世帯等生

活再建支援金・被災中高年恒久住宅自立支援制度を拡充し、「被災者自立支援金」制度として一本化し、平成10年7月21日から基金事業として実施された。この法の制度と今回実施された行政措置との相違点を表-8に示す。

8. まとめ

本研究によって得られた結果を以下にまとめる。

- 1) 住宅再建の前に、震災の被害が著しい地区においては、震災復興土地区画整理事業によって道路や公園等の公共施設の整備や土地利用の改善により、防災性の向上や住環境の整備を一体的に行っている。
- 2) 実施に当たって、減歩の問題やコミュニティの喪失など新たな問題が持ち上がり、復興まちづくりの難しさが浮き彫りとなっている。
- 3) 今後、再建した家屋の安全検査内容の充実や検査に関する制度を創設する必要がある。
- 4) 震災復興土地区画整理事業を実施する地区の選定には、地区の特性や地域の復興に与える影響などを考慮して行うことが必要である。

参考文献

- 1) 神戸市生活再建本部：阪神・淡路大震災神戸の生活再建・5年の記録，pp.172～174，2000
- 2) 神戸市生活再建本部：生活再建関連資料(仮設住宅中心)，pp.1～2，pp.14～22，1999.1
- 3) 神戸市都市計画：安全で快適なまちづくりをめざして 神戸市の復興土地区画整理事業，パンフレット，1998.5

表-8 被災者生活再建支援法と行政措置の相違点

項目	被災者自立支援金制度	今回とられた行政措置
支援金額	最高100万円。50万円については用途限定、購入確認のため領収書等が必要	最高150万円。既存制度の支給額を確保。使途について特に限定なし。高齢者等で非課税世帯の場合は、遡隔地加算あり。
支給対象世帯	被災時点の世帯単位	恒久住宅移転後の世帯単位(被災者が世帯主か要援護対象者)
実施主体	都道府県	(財)阪神・淡路大震災復興基金
財源	被災者生活再建支援基金運用益と国の補助がそれぞれ2分の1。	(財)阪神・淡路大震災復興基金